

## 愛知県立安城南高等学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

本校では、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むこととする。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧を、本校教職員がもつべきいじめ問題についての基本的姿勢とする。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑧ けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要がある。

### 2 いじめ防止対策組織の設置

「いじめ防止対策組織」を設置し、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応するため、「いじめ・不登校対策委員会」を作る。

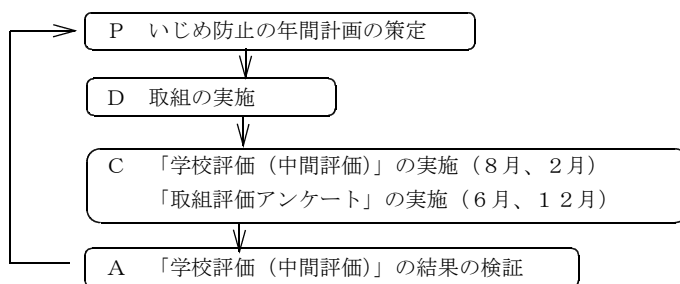
#### (1) いじめ防止対策組織構成員

校長、教頭、◎生徒指導主事、教務主任、保健主事、教育相談主任、学年主任  
養護教諭、特別支援教育コーディネーター、担任、部活動顧問、生徒指導部教員  
教育相談部教員、スクールカウンセラー等

#### (2) いじめ・不登校対策委員会構成員

校長、教頭、◎生徒指導主事、教務主任、保健主事、教育相談主任、学年主任  
養護教諭、特別支援教育コーディネーター

### 3 取組の検証（PDCAサイクル）



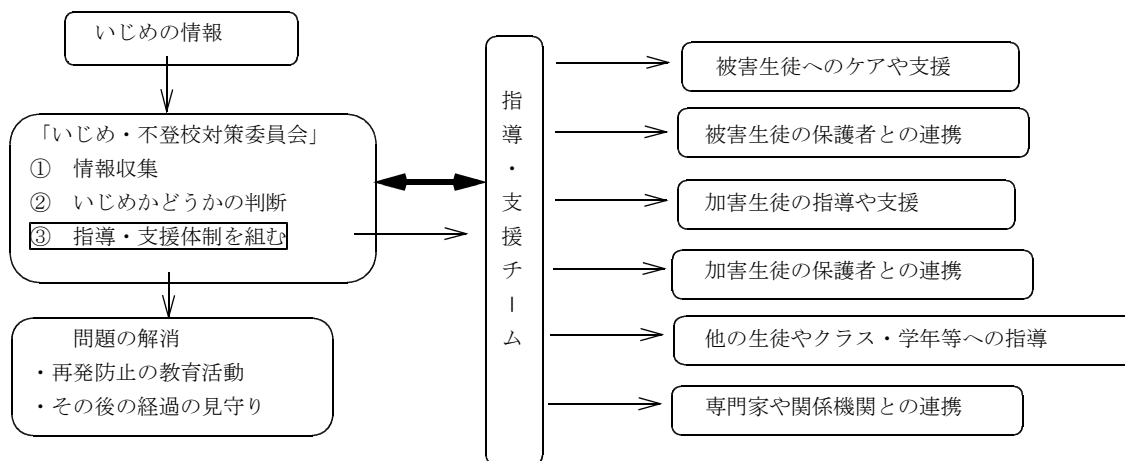
#### (1) 教職員の共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

#### (2) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

#### 4 いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



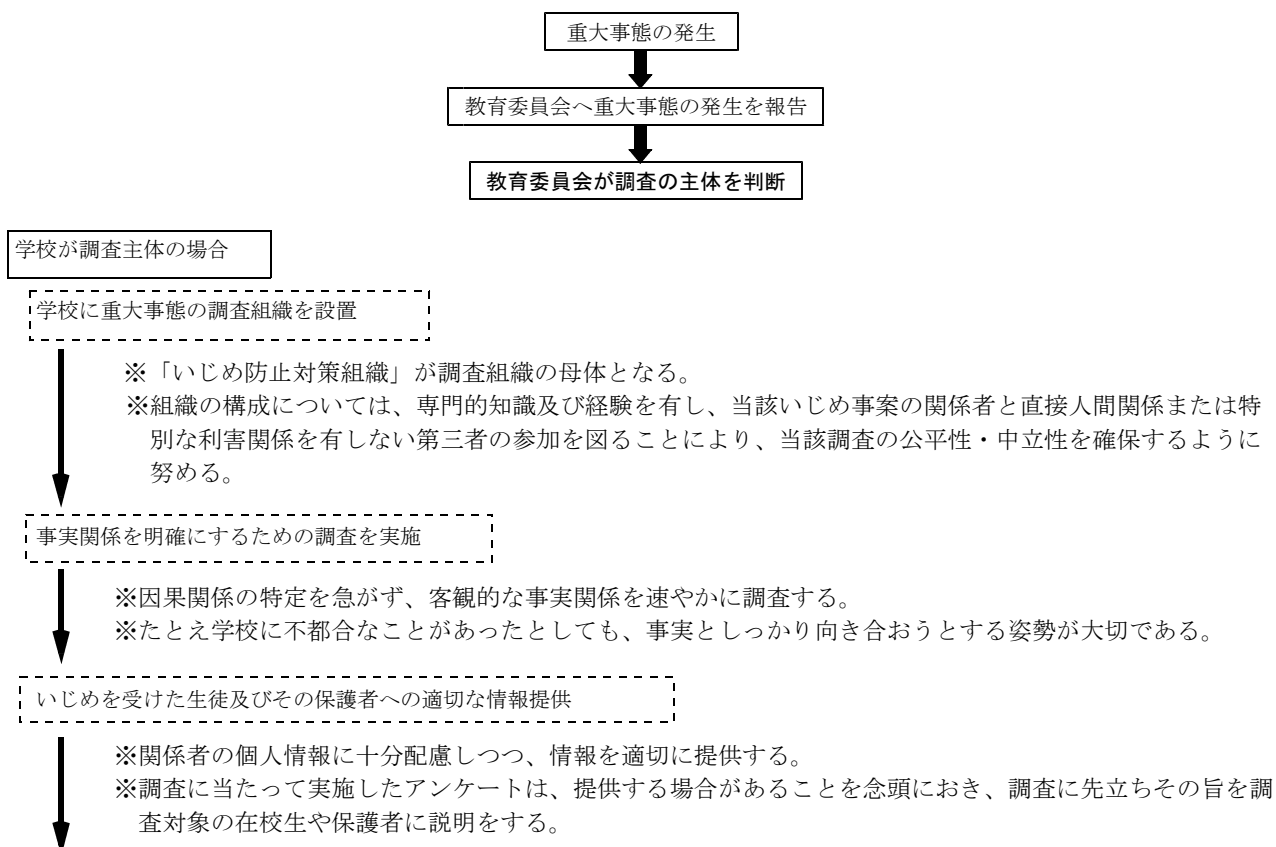
#### 5 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



調査結果を教育委員会に報告



※希望があれば、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

## 6 いじめの防止等に関する具体的な取組について

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育むように、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 教職員が生徒に対して愛情を持ち、生徒に自己存在感や充実感を与える温かい学級経営や教育活動を展開する。
- エ インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- オ 生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。
- カ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員が生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。
- イ いじめを認知した場合やいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「心のアンケート」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。
- エ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置付けて評価し、いじめ防止の取組改善に役立てる。
- オ 中学校や地域との連携を密にし、相互の情報交換を積極的に行う。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、いじめ・不登校対策委員会で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。被害生徒に対しては、事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。  
「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、自信を持たせる言葉をかけるなど自尊感情を高めるよう配慮する。
- ウ 被害生徒の保護者に対しては、発生したその日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を直接説明する。また学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- エ 加害生徒とその保護者には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- ク いじめ解消後の再発防止には十分留意する。

(取組の年間計画)

月	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4	○健康調査の実施【1学年】 <b>保</b> ○相談室やSCの周知【全学年】 <b>相</b> ○面談週間【全学年】 <b>相</b>			○各学期1回のあいさつ運動
5	○教員の授業アンケート <b>研</b> ○校内授業研修週間【全学年】 <b>研</b>	○「心のアンケート」の実施【全学年】 <b>相</b>		○PTA総会 ○保護者へスクールカウンセラー来校について説明
6	○職員救急法講習会 <b>保</b>			○中学校訪問 ○PTA合同街頭指導 ○学校評議員会 ○文化発表会・体育大会
7			○相談連絡会の事後状況の確認 ○中間評価の実施 ○現職研修 (SSWによる講話)	○個別懇談会
8				○七夕祭り街頭指導 ○就職模擬面接
9	○面談週間【全学年】 <b>相</b>	○「心のアンケート」の実施【全学年】 <b>相</b>	○中間評価 → 結果の検証	○PTA大学見学会
10	○職員救急法講習会 <b>保</b>			○芸術鑑賞会
11	○校内授業研修週間【全学年】 <b>研</b> ○教員の授業アンケート <b>研</b> ○リーダー研修会 <b>特</b> ○人権講話【全学年】 <b>生</b>			○公開授業 ○PTA合同街頭指導 ○学校保健委員会 ○小学校との交流授業
12			○相談連絡会の事後状況の確認	○個別懇談会
1	○面談週間【全学年】 <b>相</b>	○「心のアンケート」の実施【1.2年】 <b>相</b>		
2			○自己評価	○学校評議員会兼学校関係者評価委員会
3			○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直しを行う	○卒業式

**生**・・・生徒指導部 **保**・・・保健部 **研**・・・研修・教育工学部 **特**・・・特別活動部 **相**・・・教育相談部